『帝室論』から見る福沢諭吉の実像

李爽蓉*
lishuangrong2018@163.com
曺永湖**
yhcho@deu.ac.kr

＜目次＞

1. はじめに
2.『帝室論』から見る天皇制の本質
3. 福沢諭吉と大日本帝国憲法
4. 福沢諭吉と社会変動
5. おわりに

主題語: 福沢諭吉(Fukuzawa Yukichi), 帝室論(*Teishitsuron*), 天皇制(emperor system), 大日本帝国憲法(Meiji Constitution), 絶対主義(absolutism)

1. はじめに

福沢諭吉は中国で広く知られている。福沢の肖像が、四半世紀にわたって最高額紙幣に刻印され続けているのは、福沢が「有名な思想家·教育家」[1]「日本近代文明の建造者」[2]等等と理解されているからなのであろうか。

日本における福沢諭吉の研究は、史料的には極めて恵まれた条件の下にある。福沢の厖大な著作の中主要部分は、時事問題を扱っての発言である。『帝室論』は元々1882年(明治十五年)4月26日から5月11日まで、『時事新報』に連載された皇室に関する社説である。同年5月に単行本が刊行された。『時事新報』は明治十五年(1882年)に福沢によって創刊された日刊紙であって、当然彼の強い影響の下にあった。

本論文では、その当時の政治状況 · 思想状況、それに対する彼の姿勢と関心の所在について考察してみたい。この論文の目的は、『帝室論』を中心に、時々の「違い」にも関わら

* 東義大學校大學院 日語日文學科博士課程
** 東義大學校人文科学大学 日本語学科 教授

1) 常扬辉《文化译丛》(《福泽谕吉—日本著名的思想家教育家》)1984年02期
2)《环球时报》2008年7月25日"在目前流通的一万日元的钞票上、印着一位身穿和服的日本人肖像、他就是被誉为"日本近代文明缔造者"的著名启蒙思想家福泽谕吉(1835年—1901年)"

ず、福沢諭吉の一貫するものあるいは、彼の実像を明らかにすることにある。

2.『帝室論』から見る天皇制の本質

福沢諭吉の「学問のすすめ」といえば、初編冒頭の「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らずと云へり」という名文句を誰でもご存知だと思う。同じわだちをなぞったように『帝室論』の冒頭に福沢は「帝室は政治社外のものなり」と述べ、読者に強い印象を残した。

帝室は政治結社の外にあるべきものであるという論旨をめぐって以下の論述が展開された。帝室の尊厳と神聖とを濫用すべきではない。古来の史録に証拠を求めると、今まで日本において、真の乱臣賊子は存在しない。人民と帝室の関係は父母と子供の関係の如く、父母が子供の喧嘩に対して騒しきを叱るのみにして、悪むのではない。というわけで、我々臣子の分において、乱臣賊子視された者も、帝室より降臨すれば、等しく日本国内の臣子にして、一時これを制するに過ぎない。帝室の仁に重軽厚薄があるべきではない。つまり日本において、大きく二つの社会階層がある。一つは一般臣子(普通平民と所謂乱臣賊子)の存在と、もう一つは遥かに尊厳と神聖をそなえた帝室の存在である。ヨーロッパでは絶対主義の本質に属する基本的事実の一つは、王権のもとへの権力集中を志向する絶対主義が決して完全には自己を貫徹しえず、自由特権を持った中間諸権力が最後まで根絶されることなく存在し続けたことである。福沢の概念ではこの中間諸権力までも無視された。

続けて、福沢は視線を近年に移し、国会開設の問題を論じた。去年(1881年)国会開設の勅諭により、政党を結合するのが盛んになって政権の授受をめぐって争いも騒々しい。この国会の開設されようとする時節に、特に帝室の独立を祈り、遥かに政治の上に立て、偏りなく、その尊厳神聖を無窮に伝えようと論じた。

政治というと、そもそも一国の形体の秩序を整理する道具のみで、社会の形体を制し、社会の衆心を収攬することに足りない。或は国会が開設されるにしても、国会は唯法を議定して国民に頒布するもので、人民を心服するに足りない。ことに数百千年来日本国民は精神道徳の部分については国の安寧を維持する方略を君臣情誼に依頼してきたことにより、帝室が大切にして至尊至重の存在であった。即ち帝室は日本人民の精神を収攬するの中心であった。次に福沢は二つの例を挙げた。西南の役に徴募した兵士たちは事収まった後次第に東京に帰った。福沢によると、兵士たちが風波一切を起さなかったのは、唯帝室

の殊恩の渥きを感じからだという。簡単に殊恩に帰するのは、説得力が弱すぎる。また、もし国法において殺すべし、情実において殺すべからず、殺せば民情を害するような罪人がいる場合、帝室に依頼して、特赦して国安を維持するほかに方便があるわけではないという。しかし、個人から見ると、王権社会における特別な権利に依頼するほか仕方がないのは、唯当時までの社会における法律の不発達、文明の遅れ、社会構造の不完全をしか証明できないのではないか。それで、日本の国民は特別に帝室を信ずる情を厚くするところでまとめようとしたのではないのか。これは唯、愚民を籠絡するための『帝室論』に他ならないように思われる。

帝室は政治社外にある。しかし、虚器を擁するものではない。直接に国民の形体に触れずして精神を収攬する存在であるとする論点の展開が進んでいく。人生の精神と形体において、精神は形体の帥で、帝室は其の帥(精神)を制するものにして、その形体をも統べる。また民心を収攬する帝室は中心にしなければ、日本の社会が暗黒になる、と福沢の親しむ喩え方を利用して帝室は虚位でないことを強調した。

この後福沢は国会を開設した後、生じる問題において帝室の至尊至重を論じた。国会の開設を例にすると、一利もあるが、一害もある。利益としては寡人政治を廃し、人民一般が参政する国になることである。一方、政党の間に軋轢を生じるわけである。ここに恐れるべきことは、政党の一方が兵力に依頼して兵士が政党を味方するの一事である。大きくすると、国会は軍人の戦場になる。この問題について、自由民権運動の後、福沢諭吉は成立した帝国議会に関して、1891年の『国会開設既に遅し』に彼の態度を示した。「西洋立憲国に示しても敢えて恥ずかしからざる文明の主義を採り、議会に許すに充分の権利を以てしたる」と一見積極的に評価したが、実際に当時の議会はあくまでも協賛権を持っている程度にすぎない。

『帝室論』に戻る。国会が軍人の戦場にならないため、軍人の心を収攬して運動を抑えようとするには、帝室に依頼しなければならない。軍人の精神は「あたかも帝室の直轄にして、帝室の為に進退し……始めて戦陣に向かて一命をも致すべきのみ」と述べた。天皇制を「日本人民の精神を収攬するの中心」に据えるとともに、皇軍兵士は「帝室のために進退し、帝室のために生死するもの」とした。

西洋碩学の説によると、一国の人心を収攬して風俗を興すの方法は、民情旧慣によって違うが、各国に共通に利用すべきものは、宗教、学事、音楽、謳歌等にして、立君の国には王室を以って人心収攬の中心にするべきである。日本において政治の党派が起り、自由民権党派と保守党派と相戦うことになる。民権論について「民権の伸暢は唯国会開設の一挙

にしてたる可し。而して方今の時勢これを開くことも亦難きに非ず……国会の一挙以て民権の伸暢を企望し、果して之を伸暢し得るに至って、其これを伸暢する国柄は如何なるものにして満足す可きや。」また、「外面より国権を圧制するものあり、甚だ愉快ならず」と民権より国権の持論が窺えられる。同年(1882年)三月の論説に於いて、慶応義塾の「建学の精神」は「一身独立を謀て……以て我国権を皇張する……報国致死」であると、国家主義的な私学理念は既に提示された。翌月のこの『帝室論』で福沢は、日本人民の精神収攬の機軸に天皇制を据えた。

こういう内政の艱難に際して、民心軋轢の惨状を呈するにあたって、帝室は無辺な緩和力を持つと主張した。民権論者はこの緩和力を述べず、当たり前の存在(母なるが故に孝養をつくす)のように帝室を尊崇するところに止まる。保守論者は、容易に帝室の名を用心、維新以前の古勤王の臭気を持って、唯歴史上の旧事を称揚し、あたかも旧恩に報ずる義務の如く。こうして、福沢が自由民権党派と保守党派の不足点を論じながら、最後に帝室の緩和力が日本国民にとって過去の恩であり、現在の恩であり、未来の恩でもあると強調した。しかし、実際に帝室の至尊至重を主張するには、正に歴史の旧事(二つの例西南の役と特赦権)を称揚した福沢諭吉自身も保守的な気味を有するのではないか。

民権、官権の争いの最中に、帝室に対して福沢の不安も増していた。民権に反する者は官権になる。官とは「今の内閣の大臣参議以下の官吏を総称したる名にして、官権とは此官吏が政府に立て国事を執るの権力」と官権を定義した。さらに「官吏は純然たる帝室の隷属にして、帝室と政府との間にほとんど分界なしと云うも可なり」と述べた。つまり明治元年から今まで官権は帝室の威光の中にある。また官権を帝室の大権(旧憲法に定める天皇の権力の中で、帝国議会の参与を経ずに行使されるもの)中の一部とする。換言すれば、福沢は帝室が政府を支配していることを認めたのである。最後に帝室は全国民心の帰する所と総括したが、「隷属」のような言葉遣いは帝室は政治社外にあるという論旨と違和感を生じさせる。福沢本人も自分が論じたことが合致していない点に気づいたのであろう。「都て事を論じて他より其論を聞くに当り、論ずる者と聞く者との間に一点の猜疑ありては其論旨は通達せざるものなり。故に我輩が斯く論じ来るも、読者に於いて何か疑を抱くときは実に際限もなきことなれども、我輩の持論は……唯社会の安寧を祈て進て建置経営する所あらんを願い……読者も少しく静に先づ猜疑の念を去り、虚心平気以て聴く所あれ。」と読者の猜疑、批判の念を抑えようとした。

続いて「今の官権は下の人民より集めたるものに非ずして、上の帝室に出たるものなればなり。」と分析した。福沢の立場からは、このような官権拡張は可なりなのだが、帝室を利

用して官権党の名義を作って党を募ることは「不祥の甚だしきもの」であると考えられた。つまり官権党派ではなく、帝室自ら官権を振るうが可なりであったのである。また官権党が有力にして、軋轢が朝野に生じると、今のような官権は帝室にとって危い。「官権が帝室に縁あるときは……此官権が民権を征伐するは、帝室が之を征伐するが如くに見えて……恐る可きの甚だしきものなり。」というような不安を持つことになった。要するに、官権という権力は官権党、民権党の力になるのはいけないが、帝室に隷属するなら可であるというのであった。

前記の内容を顧みて、福沢はこうまとめた。「我帝室は万世無欠の全璧にして、人心収攬の一大中心なり。……内に社会の秩序を維持して外に国権を皇張す可きものなり。……官権民権の如きは唯是れ小児の戯のみ。……謹て汝の分を守て汝の政治社会に経営す可きものなり。」最後にまるで『学問のすすめ』の分限論と同様な説を語っている。

ここまで『帝室論』において主な論旨を分析してきた。要すれば、福沢は当時の国内政治に対して様々な軋轢への不安を述べたが、何よりも帝室は全ての権力に超えられてはいけない、至尊至重の存在であると強調してきた。今度『社会科学総合辞典』により「絶対主義」に関する注釈を見てみよう。

> 絶対君主制、絶対王政ともいう。封建制から資本主義への過渡期に世界的に現れた中央集権的専制国家。神格化された無制限の権力をもつ君主が、強大な官僚機構・常備軍・警察などをもって人民を専制的に支配する。16世紀~18世紀のイギリスのチューダー、スチュアート王朝、フランスのブルボン王朝などを古典的な絶対主義という。それは、各地の農民反乱や資本家階級の形成などによる分権的な領主支配の危機への反応として生まれ、君主への権力集中によって封建的生産関係の再建・維持をはかる一方、重商主義政策によって資本主義も育成したが、ブルジョア革命によって打倒された。ロシアのツァーリズム、戦前の日本の天皇制も絶対主義の一種である。―社会科学辞典編集委員会編　新日本出版社　1992年7月15日

正に福沢が唱えたように「帝室」は神格され、国会・政党及び軍隊の上にある存在に間違いない。福沢の絶対主義イデオロギーについては『帝室論』の中に示されているのが典型的であろう。

ここでは福沢の見事な天皇制の本質を現す論説について一々枚挙することはしないが、同じような趣旨で、翌八三年の論説において、福沢が「中以上に位を占めて社会の上流に居」て日本の近代化を推進するリーダーである「我日本国士人」の基準的道徳として提示したのは、「一系万代の至尊を奉戴し、尽忠の目的は分明……唯この一帝室に忠を尽くして他に

顧る所のもの」なしというものであって、ずばり「報国尽忠」の忠君ナショナリズムであった。『帝室論』というような論説の以外に、福沢諭吉が日本帝国憲法と社会変動に対する姿勢と関心も少し調べて、彼の絶対主義的な一面をより立体的に窺えるのではないか。

3. 福沢諭吉と大日本帝国憲法

諸近代国家における立憲化の最終目標は、絶対主義とは真っ向から対立するもののはずである。絶対主義は日本では立憲君主制にすげ替えられた。日本の政府は、日本型立憲君主制を施行することによって一度は国民の中から湧き起こった立憲運動の矛先をかわす術を心得ていたのだった。しかし、この日本型立憲君主制とは、そこにおいて絶対主義国家の担い手、官僚と軍隊が、議会主義の時代に入ってもなお自分の自立性を維持しつづけうる、そういう国家形態なのである。

日本の「絶対主義的天皇制は、1889年の大日本帝国憲法で制度的に完成され」るとされる[3]。『大日本帝国憲法』[4]第一章の内容は天皇について規定される。

詳しく見ると、第三条天皇は神聖にして侵すべからずと規定され、まるで神の様な存在で、現人神としてよく知られている。第四条天皇は国の元首であるということによれば、今日のように総理大臣ではなく、当時は天皇が国際法上において外部に向かって国家を代表する資格をもつ国家機関となっている。その他、第五条と第九条にあらわれる「協賛」と「臣民」が絶対主義的天皇制の下における最も典型的な言葉である。「協賛」は旧憲法において独特な表現で帝国議会が予算・法律の成立に同意することである。つまり帝国議会はあくまでも天皇の立法権について同意することしかできない。ジャン・ボダンの主権論によれ

3)「(前略)封建制の解体過程と資本主義のための国内市場の形成過程で、中央集権的単一国家の形成をめぐる階級闘争が行われたが、下からの革命の進展をおそれて、将軍に代わって天皇をかつぎ絶対主義国家をつくろうとする勢力(主として下級武士層)が現れた。公家(くげ)・旧領主・地主・資本家などに利用され、明治維新後、天皇が絶対主義的な専制権力をにぎることとなった。ふつう天皇制という場合には、この近代天皇制をいい、絶対主義的天皇制と呼ばれる。天皇は、唯一最高の権力者とされ神権的な権威をもち、資本家・地主階級のための国家の頂点にたった。この絶対主義的天皇制は、天皇が軍部・官僚をひきい、超階級的な独自の権力としてあらわれると共に、資本家・地主階級の利益を擁護し、労働者・農民をはじめ全人民を専制的に支配する権力の仕組みであった。絶対主義的天皇制は、1889年の大日本帝国憲法で制度的に完成され、アジア侵略を強行する軍国主義・帝国主義の権力となっていった。」―『社会科学総合辞典』社会科学辞典編集委員会編、新日本出版社(1992年7月15日)

4) 添付資料１

ば、当時の明治天皇が「法律の拘束を受けない権力」(「最高権力(summumimperium)」)を持っていることは明らかである。また、「臣民」は今日の国民と違って、君主国において君主に支配されたのである。旧憲法によって国民・全体社会が丸ごとにマインドコントロールされたと思われる。

この絶対主義的天皇制の制度上の完成を示している大日本帝国憲法について福沢はどう反応したのか。

1890年7月1~8日「安寧策」には「我日本国……憲法……は文明諸旧国の憲法を凌駕するものあり」と述べている。ここの文明諸旧国は英・仏・米を指す。

1891年1月26日の「国会開設既に晩し」は協賛する程度の議会を下記のように認識している。

> 不思議なるは斯る政府の制定に成りたる憲法にして、其文面は西洋立憲国に示しても敢て恥しからざる文明の主義を採り、議会に許すに充分の権利を以てしたる

さらに次の文では「寛仁大度」「完全無欠」といった言葉で大日本憲法に対して最高の賛辞を呈している。

> 然るにここに驚くべきは、我憲法の完全にして国民の権利を重んじ遺す所なきの一事なり。凡そ世界全国に憲法多しと雖も、真に文明の精神を籠めて善美なるものは我憲法を徐きて他に多きを見ざることならん……憲法の寛仁大度は青天白日に民意を陳ぶ可しと云ふ―1892年1月「国会難局の由来」

> 維新政府……其編纂したる憲法は如何にも完全無欠にして、字字皆自由改進の精神ならざるはなし―1894年3月~15日「維新以来政界の大勢」

こうして疑うこともなく、福沢諭吉は大日本帝国憲法に対して全面賛美の態度をとるのである。恐らく、政府の絶対主義的針路を支持する福沢の本質は近代市民革命的なものではなく、あくまでも絶対主義的なものに近いのであった。

4. 福沢諭吉と社会変動

明治維新は国民の参与なしに上から押しつけられた―国民を管理される者としか見ないことに慣れている政府によって押し付けられ、このように上からの指導が強力であればあるほど、疎外された者の寡頭政治に対する憤懣もまた大きくなる。それは、政府から離れた板垣退助とその同志が1874年に起草し自由民権運動の序幕を開いた建白書に現れている。

自由民権運動は、日本で勢いを得たのは1877年以降、つまりこの年に不満士族の大反乱があり、それが新しい国民の軍隊に鎮圧されたことによって政府反対派も武力による政府攻撃の不可能なることを悟ってからのことである。それ以後反対派は、政治団体の設立や組織的な請願運動、またジャーナリズムの活動によって政府に対し議会制の施行を迫ることに全力をあげたのだった。この運動の歴史的評価については、後藤靖氏によると、「天賦人権思想を基礎にして国会の開設をはじめとする諸要求を掲げ、形成途上の天皇制絶対主義国家と真正面から対決した革命運動であった。」この運動を絶対主義に対する民主主義的・革命的な運動と見ている。

福沢は自由民権運動をどう認識したか。1881年(明治十四年)6月、小泉信吉・日原宛書簡に語っている。

> 地方所々の演説、所謂ヘコオビ書生の連中、其風俗甚だ不宜、近来に至ては見官を罵詈する等は通り過ぎ、極々の極度に至ればムツヒト云々を発言する者あるよし、実に演説も沙汰の限りにて甚だ悪しき徴候、斯くては捨置難き事と、少々づつ内談いたし居候義に御座候。

自由民権運動に対して好意的であるようには見えない。3ヶ月後『時事小言』の第一編に「人為・権道」の国権論とアジア侵略の意志を表明した。

> 天然の自由民権論は正道にして人為の国権論は権道なり……然らば即ち天然の民権論は、今日これを言ふも到底無益に属して弁論を費すに足らず……金と兵とは有る道理を保護するの物に非ずにして、無き道理を作るの器械なりと……他人暴なれば我亦暴なり。他人権謀術数を用れば我亦これを用ゆ。……蓋し編首に云へる人為の国権論は権道なりとは是の謂にして、我輩は権道に従ふ者なり。

権道の真意を明白にするため、広辞苑でその意味を引いておきたい。「手段が正しくないが、目的は正道に合すること。目的を達するために執る臨機応変の処置・方便」である。福沢にとって民権でなく国権を正道にするという目的は明らかである。

更に同前の第四編にこう述べている

> 本編立論の主義は専ら武備を盛にして国権を皇張するの一点に在り、……彼の所謂万国公法、又は万国普通の権利云々と称する其万国の字も、世界万国の義に非ずして、唯耶蘇宗派の諸国に通用するのみ。苟しくも此宗派外の国に至ては嘗て万国公法の行われたる者を見ず。……東西相互に其友誼の薄き、以て証す可きなり。既に相憐むの友誼なし、然ば即ち力を以て相抗敵するの外、手段ある可らず。……輔車相依り唇歯相助るとは、同等の国と国との間には通用す可しと雖も、今の支那朝鮮に向て互に相依頼せんことを望むは、迂闊の甚だしきものと云ふ可し。……故に本編立論の主義に、我武備を厳にして国権を皇張せんとする其武備は、独り日本一国を守るのみに止まらず、兼て又東洋諸国を保護して、治乱共に其魁を為さんとするの目的なれば、其目的に従って規模も亦遠大ならざる可らざるなり。

前章の観点と合わせて、絶対主義的天皇制は、1889年の大日本帝国憲法で制度的に完成され、アジア侵略を強行する軍国主義・帝国主義の権力となっていった。福沢はその時点前、既に自由民権運動を弾圧する明治政府と立場を同じくするのと、同時に武備を盛んにして国権を皇張することを唱え、アジアに対する明け透けな侵略的主張を行っている。ある程度、福沢が絶対主義天皇制の支持者だけでなく、先導者でもあると言えるのであろう。

5. おわりに

以上『帝室論』を中心に、福沢諭吉の絶対主義イデオロギーを考察した。また絶対主義的なものである大日本帝国憲法に対して、福沢諭吉は全面賛美の態度をとった。さらに彼は国内の社会変動期において選択したのが、愚民を篭絡してひたすら国権を皇張する見事な天皇制路線であった。福沢諭吉の絶対主義的改革者としての一面が一目瞭然であろう。

ここまで、福沢諭吉の実像における絶対主義的な一面が明らかになってきた。確かに通常の認識と格差があって、それは時代の限界ではないかという疑問が心から湧く人もいる

かもしれない。しかしまだ維新の前で明治政府が成立していない幕末において、福沢の関心がある社会像は慶応二年(1886年)十一月七日の福沢英之助宛書簡に見えている。

> 大名同盟の論は不相替行はれ候様子なり。此義は太郎殿敬輔殿えも内々御話し、兼て小生の持論にて御論破可被成、同盟の説行はれ候はば随分国はフリーにも可相成候得共、This freedom is, I know, the freedom to fight among Japanese.如何様相考候共大君[5]のモナルキ[6]に無之候ては、唯大名同士のカジリヤイにて、我国の文明開化は進み不申、今日の世に出て大名同盟の説を唱候者は、一国の文明開化を妨げ候者にて、即ち世界中の罪人、万国公法の許さざる所なり。此議論は決して御忘却被成間敷候。

南北戦争直前という日のアメリカを、はじめて見聞した諭吉に、アメリカン・デモクラシーに対する理解も感激も全然といってよいほど認められないで、却って祖国の時勢について後日、「大名のかじりあいは駄目、大君のモナルキでない国の文明は進まない」と考えた。このことは服部之総氏によると、絶対主義的改革者としての当代の見識が合っていたのである。

福沢は生涯に欧米へ渡ったり、その見聞を記録したり(『西洋事情』)して、勿論当時西洋の啓蒙思想を紹介する著作と触会った機会が多い。しかし、西洋の啓蒙思想家の中で、福沢が親しんだのは、ミル、スペンサー、トクヴイル、バジョット等保守的傾向がある人物たちである。しかも欧米の思想を日本社会に紹介するに当っては必ずしも思想家たちの精神を踏まえた直輸入ではない。結果として、「その売り物の泰西思想が、ヨーロッパは絶対主義にたいする抗争の武器としてうまれ」日本においては「絶対主義権力の補強の武器となっている」のである。

以上ごく簡単ではあったが、筆者が今回の考察で至った見解である。ただ今回の検討に於いて、やはり語学力と歴史認識の不足で、膨大な歴史資料、関連研究の中、ほんの一斑しか拝読・論及できなかった。これから語学力と歴史認識の成長を目指して努力し、データ・文献・資料を増やして、研究を一歩でも先に進めつづけたい。

---

5) イギリスの初代駐日公使ラザフォード・オールコックが、1859年6月に総領事兼外交代表として来日以来、1862年3月に賜暇で帰国するまでの在日三年間の記録『大君の都』(全三冊、岩波文庫)の"訳者まえがき"にいう：「表題の『大君』とは徳川将軍のことで、幕末に用いられた称号である。」

6) monarchy 君主国。君主政体。君主政治。

【添付資料１】大日本帝国憲法　第１章　天皇

1. 第1条大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス
2. 第2条皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス
3. 第3条天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
4. 第4条天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ
5. 第5条天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ
6. 第6条天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
7. 第7条天皇ハ帝国議会ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス
8. 第8条天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議会閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス
9 2　此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議会ニ提出スヘシ若議会ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ
10. 第9条天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス
11. 第10条天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル
12. 第11条天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
13. 第12条天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
14. 第13条天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス
15. 第14条天皇ハ戒厳ヲ宣告ス
16. 2　戒厳ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
17. 第15条天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ栄典ヲ授与ス
18. 第16条天皇ハ大赦特赦減刑及復権ヲ命ス
19. 第17条摂政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル
20. 2　摂政ハ天皇ノ名ニ於テ大権ヲ行フ

【参考文献】

社会科学辞典編集委員会編(1992)『社会科学総合辞典』新日本出版社
山田忠雄(2005)『新明解国語辞典』第六版、三省堂
福沢諭吉(1958―1971)『福沢諭吉全集』岩波書店
_____(1980)『福沢諭吉選集』岩波書店
_____(1933)『続福沢全集＜第2巻＞』岩波書店
杉田聡(2010)『福沢諭吉　朝鮮･中国･台湾論集』明石書店
服部之総(1967)『服部之総著作集4』理論社
_____(1967)『服部之総著作集6』理論社

羽仁五郎(1979)『明治維新史研究』岩波書店
マルクス＝エンゲル(1880)『共産党宣言』国民文庫
安川寿之輔(2006)『福沢諭吉の戦争論と天皇制論』高文研
_____(2002)『福沢諭吉のアジア認識』高文研
弓削達(1984)『明日への歴史学』河出書房新社
遠山茂樹(1970)「考察の視点」『福沢諭吉―思想と政治との関連―』東京大学出版会
李爽蓉‧曺永湖(2019)「福沢諭吉のアジア認識」『日本近代學硏究』第63輯、韓國日本近代學會

논문투고일 : 2019년 12월 24일
심사개시일 : 2020년 01월 16일
1차 수정일 : 2020년 02월 06일
2차 수정일 : 2020년 02월 13일
게재확정일 : 2020년 02월 17일

＜要旨＞

『帝室論』から見る福沢諭吉の実像

李爽蓉·曺永湖

福沢諭吉は「有名な思想家·教育家」「日本近代文明の建造者」等等と理解されている。しかし彼の発行された『帝室論』を分析すると、福沢諭吉の絶対主義イデオロギーが見える。また絶対主義的なものである大日本帝国憲法に対して、福沢諭吉は全面賛美の態度をとった。さらに彼は国内の社会変動期において選択したのが、愚民を篭絡してひたすら国権を皇張する見事な天皇制路線であった。福沢諭吉の絶対主義的改革者としての一面が一目瞭然である。言い換えれば、今回の考察を通して、福沢諭吉は絶対主義的な一面を持つことが明らかになった。

A study of Fukuzawa Yukichi from the viewpiont of *Teishitsuron*

Li, Shuang-Rong·Cho, Young-Ho

Fukuzawa Yukichi is widely known because he is regarded as a “famous educator” and “the builder of the modern Japanese civilization” . However, through the Teishitsuron of Fukuzawa Yukichi, an absolutism ideology appears. On the Meiji Constitution, he took the attitude of admiration. In addition Fukuzawa chose the absolutism emperor system in the domestic social change period. As well as he declare national power. It would be clear that Fukuzawa Yukichi was an absolutist.